長崎ウエスレヤン大学・長崎県中小企業家同友会諫早支部
包括連携協定書

学校法人鎮西学院　長崎ウエスレヤン大学（以下「甲」という。）と長崎県中小企業家同友会諫早支部（以下「乙」という。）は、産学地域連携を推進するため以下のとおり協定する。

（目的）

第１条　本協定は、甲と乙が相互の密接な連携と協力により、地域の産業振興、グローバル化及び人材育成の分野において、相互の人的・知的資源の交流・活性化を図り、相互に有意義と認められる諸事業を行うことにより、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第２条　甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

（1）　人材の育成及び活用に関する事項

（2）　産業振興に関する共同研究・受託事業の推進に関する事項

（3）　地域産業発展及びグローバル化のための各種施策の推進に関する事項

（4）　その他、前条目的の達成のための必要な事項

（経費）

第３条 甲、乙が連携協力するための経費の負担については、甲、乙の協議の上、決定する。

（秘密保持）

第４条　この協定に基づき、甲及び乙が知り得た情報については、それぞれ秘密を保持する。ただし、事前に相手方の同意を得たときについては、この限りでない。

（有効期間）

第５条　この協定の有効期間は、協定締結の日から、平成２７年３月３１日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の３ヶ月前までに、甲、乙のいずれからも終了又は見直しの申入れがないときには、さらに１年間更新するものとし、その後も同様とする。

（変更）

第６条 本協定は、甲乙の協議の上、変更することができる。

（協議）
第７条 本協定に定めのない事項については、甲乙の協議の上、これを定めるものとする。

（実施期日）
第８条 本協定は、締結の日から効力を有する。

（その他）
第９条　この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、甲乙が協議の上、定める。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自その１通を保有する。

２０１４年6月２７日

甲　　学校法人鎮西学院　長崎ウエスレヤン大学

学長　佐藤快信

乙　　長崎県中小企業家同友会諫早支部

支部長　酒見英雄